

保育が必要と認められる要件

事 由	内 容	必要書類
1. 就労（予定）	会社員等（常勤・パート） 就労時間が1ヶ月あたり64時間以上 （1日4時間以上月16日以上の労働）	■就労証明書【添1】 ■復職証明書（育児休業明け）【添6】
	自営業 農業（事業主・手伝い） 内職等 就労時間が1ヶ月あたり64時間以上の 営業者、または事業専従者として労働す ることを常態としていること 《自営業・農業の手伝い》 無給・ボランティアは認められません	■就労状況申告書【添2】 ※営業主以外の方は専従者給与の 届け出が税務署に提出されていること が条件 ◆開業届の写し又は最新の確定申告書 （第1・2表）の写し
2. 妊娠・出産	妊娠中又は出産後間もない方 認定期間は出産日から起算し産前3ヶ月 産後は8週間を経過する翌日の属する月の月 末まで	■妊娠要件に関する申立書【添3】 ◆母子手帳の写し （氏名、出産（予定）日が確認できること）
3. 疾病・障害	自身が疾病にかかり、もしくは負傷し、 又は精神もしくは身体に障害を有して いる方（障害は身障、精神、療育手帳を 保持していること）	■保育を必要としている事由申立書【添4】 ◆診断書【添8】又は身障、精神、療育手 帳の写し（障害程度の確認できる部分）
4. 介護・看護	要介護認定されているか身障（身体1・ 2級）、精神手帳を保持している同居又 は長期入院している親族を常時介護・ 看護している方	■保育を必要としている事由申立書【添4】 ◆（介護・看護される方の） 介護保険証、身障・精神手帳の写し または、入院証明書等
5. 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧	■保育を必要としている事由申立書【添4】 ◆り災証明書
6. 求職活動	求職活動（起業準備含む）している方 認定期間は3ヶ月以内とする 未満児は求職中ではお受けできません	■就労予定申立書【添5】 ◆ハローワークカード、雇用保険受給者 資格者証等の写し
7. 就学・職業訓練	就学（学生）している方 職業訓練校等での職業訓練等	■保育を必要としている事由申立書【添4】 ◆学生証の写し 在学証明書等 ◆職業訓練を受けることを証する書類
8. 虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	■保育を必要としている事由申立書【添4】 ◆公的機関の証明書
9. その他	町が認める場合	◆町が必要と認める書類

◆は添付書類